

令和8年（ワ）第1603号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

被告 e c x i a 株式会社

答 弁 書

令和8年8月10日

札幌地方裁判所 民事第1部 御中

〒105-0004

東京都港区新橋1丁目16番4号りそな新橋ビル8階

リーガルキュレート総合法律事務所（送達場所）

電 話 03-6206-1436

FAX 03-6206-1437

被告訴訟代理人 弁護士 高 柳 孔 明

同 弁護士 武 田 う ら ら

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求をいずれも棄却する

2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 訴状記載の内容に対する認否反論

1 訴状「第1 当事者」について

認める。

2 同「第2 被告が使用している契約書式及び契約条項」について

いずれも認める。

3 同「第3 本件規約における不当な契約条項について（請求の趣旨1項）」について

契約条項1乃至14のいずれも本件規約の客観的記載の限りで認める。

なお、これに対する被告の主張については別紙新旧対照表のとおりである。

4 同「第4 書面による事前の請求」について

認める。

5 同「第5 消費者契約法に違反する意思表示のおそれ（請求の趣旨2、3項）」について

（1）同「1 本訴に至った経過」

（1）は不知、（2）乃至（4）はいずれも認める。

（2）同「2 消費者契約法第12条第3項の除去措置及び予防措置」について

消費者契約法第12条第3項の規定内容に限り認める。

ただし、契約条項1乃至14に関する被告の主張は別紙新旧対照表のとおりである。

原告の指摘を踏まえた本件規約の改定案は、乙1号証のとおりである。

6 同「6 結論」

争う。

ただし、被告において契約条項1乃至14に関しては別紙新旧対照表のとおり改訂する予定である。原告の指摘を踏まえた本件規約の改定案は、乙1号証のとおりである。

第3 被告の主張

被告としては、原告の指摘を踏まえ、本件規約を大幅に改定する意向である。

具体的には、契約条項1乃至14について、別紙新旧対照表の内容にて対応することを検討している。

そして、原告の指摘を踏まえた本件規約の改定案は、乙1号証のとおりである。

以上

契約条項 1 第 2 条（本サービスの内容） 5 甲は、各サービス内容、各コースプラン等を、甲の判断により変更、廃止することができる。 旧	新 甲は、本規約を変更する可能性があり、本規約を変更する場合、乙に対して、事前の通知により変更後の本規約の効力発生時期を定め、変更後のサービスの内容等を周知するものとし、以下のいずれかに該当する場合は、変更後の本規約の効力発生時期の到来をもって本規約の内容、本サービスの内容、使用範囲、利用条件等を変更することができるものとする。 （１）変更後の各サービス内容、各コースプラン等の内容が乙の一般の利益に適合する場合 （２）変更の内容が本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的なものである場合	備考 民法第 5 4 8 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定通りに変更
契約条項 2 第 5 条（本サービスの変更、廃止） 1 （前略）なお、本規約の変更後、本サービスの利用を開始した場合には、当該ユーザーは変更後の規約に同意したものとみなす。 旧	新 乙は、変更後の本規約の内容に同意できない場合、変更後の本規約の効力発生日の前日までに本サービスを解約するものとし、乙が変更後の本規約の効力発生日の前日までに本サービスを解約せず、かつ、変更後の本規約の効力発生後に本サービスを利用した場合、乙は変更後の本規約に同意したものとみなす。	一般的なみなし同意条項の文言に、変更後の規約に同意できない場合の解約について追記
契約条項 3 第 5 条（本サービスの変更、廃止） 3 乙は、本サービスの内容に関して、変更又は廃止、若しくは使用範囲又は 利用条件の変更をする場合があることを承諾する。（後略） 旧	新 削除	
契約条項 4 第 6 条（解約）		

旧	5 乙が月額利用料の全部または一部の支払い回数が6回以下だった場合は、甲に違約金として2万円を支払うこととする。（後略）」	新	本サービスの最低利用期間は、本サービス利用開始から4カ月間とする。最低利用期間中に本サービスを解約する場合、乙は、解約手数料として9350円を支払うものとする。 初期設定にかかるコスト（セルフホワイトニングの入会手続きにかかる人件費やシステム利用負担額）、退会にかかるコスト（退会手続きにかかる人件費）に照らした、消費者契約法第9条第1号の「平均的損害」。
契約条項5 旧	第7条（プラン変更） 3 プランの変更は、6か月以上サービスを継続した場合のみとする。	新 削除	
契約条項6 旧	第9条（美容サービス提供の注意） 3 前項の原因が甲のサービスに起因する疑いがある場合、一旦甲の負担で、乙に医師の診断を受けて頂く等の適切な処置をとることとし、甲乙協議の上解決する。	新 削除	
旧	第14条（免責） 3 前2項その他本利用規約内の甲を免責する内容の規定にかかわらず、甲の何らかの債務不履行または甲の債務の履行に際してされた甲の不法行為によって乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対して損害賠償義務を負います。	新	甲の何らかの債務不履行または甲の債務の履行に際してされた甲の不法行為によって乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対して損害賠償義務を負う。 民法第415条第1項、第709条の規定通りに変更
旧	4 前項に定める損害賠償は、1か月分の月額利用料を上限とします。ただし、前項に定める債務不履行または不法行為が甲の故意または重過失に基づく場合は、この限りではありません。	新 削除	
契約条項7	第11条（解除）		

旧	1 甲は、乙が次の各号のいずれか一つに該当したときは、本規約の目的を達成することができない状態にあるか否かを問わず、何らの通知、催告を要せず、直ちに本規約を解除することができる。	新	1 甲は、乙が次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本規約を解除することができる。	民法第542条第1項の無催告解除の規定通りに変更。
旧	(3) 本サービスの運営の妨げとなる行為をとった場合	新	本サービスの運営の妨げとなる行為をとり、 甲が乙に対して是正の催告をしたにもかかわらず、7日以内に当該違反が是正されない場合	是正の催告期間を設定
旧	(5) 本サービスの利用にあたり、他の登録メンバーまたは甲とトラブルを起こし、本サービスの秩序又は風紀を乱したと甲が判断した場合	新	本サービスの利用にあたり、 甲のスタッフに対して迷惑行為、カスタマーハラスメント、ストーカー行為に及ぶ等の トラブルを起こした場合	実際にあるトラブルを踏まえ、内容を具体化
旧	(7) 本サービスの利用に際して甲の指示に従わず、または利用条件を遵守しない場合	新	本サービスの利用に際して甲の指示に従わず、または利用条件を遵守せず、 甲が乙に対して是正の催告をしたにもかかわらず、7日以内に当該違反が是正されない場合	是正の催告期間を設定
旧	(10) 甲を誹謗中傷し、または社会的信用を傷つける行為をしたあるいはしようとした場合	新	甲を誹謗中傷し、または社会的信用を傷つける行為をした場合	現実の損害が発生した場合に限定
旧	(15) その他、合理的な理由により利用者として不適当であると甲が判断する場合	新	削除	
旧	契約条項 8 第12条（損害賠償） 乙は、本規約の定めに違反し、又は故意若しくは過失により甲に損害を与えた場合は、甲に対し、その損害（弁護士費用及び訴訟費用含む。）を賠償しなければならない。	新	1 乙は、本規約の定めに違反し、甲に対し、損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。 2 乙は、故意若しくは過失により甲に損害を与えた場合は、甲に対し、その損害(弁護士費用及び訴訟費用含む。)を賠償しなければならない。	第1項を債務不履行、第2項を不法行為の場合の規定としている
旧	契約条項 9 第13条（禁止事項） 登録メンバーは次に掲げる行為をしてはならない。 2 甲の許可のない登録メンバー同士の連絡先交換及び事外での交流	新	削除	

契約条項 10 第 15 条（不可抗力） 旧 1 地震、台風、通信回線等の事故、その他不可抗力による本規約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。（後略）	新	地震、台風、通信回線等の事故、その他不可抗力による本規約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。（後略）	「金銭債務を除く」の部分削除
旧 2 前項の他、いずれの当事者の責めに帰すことができない事由による本規約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。（後略）	新	前項の他、いずれの当事者の責めに帰すことができない事由による本規約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。（後略）	「金銭債務を除く」の部分削除
契約条項 11 第 16 条（秘密保持） 旧 1 本契約において秘密情報とは、本件業務の遂行に関して、甲及び乙が相手方から開示を受けた、相手方の業務上及び営業上の情報をいう。	新	変更なし（秘密情報の定義を定めているにすぎず、この条項単体では消費者に不利益は生じない。）	
旧 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当することを被開示者が証明できる情報は、本契約における秘密情報として取り扱わないものとする。	新	変更なし（秘密情報から除外する情報を定めているにすぎず、この条項単体では消費者に不利益は生じない。）	
旧 （１）開示時にすでに公知の情報又は開示時にすでに乙が保有していた情報。	新	同上	
旧 （２）開示後、被開示者の責めに帰すべき事由によらず、公知となった情報。	新	同上	
旧 （３）開示の時、既に非開示者が保有していた情報	新	同上	
旧 （４）正当な権原を有する第三者から適法に入手した情報	新	同上	
旧 （５）非開示者が開示を受けた秘密情報によらず独自に開示した情報	新	同上	
旧 （６）開示者が秘密保持義務を課すことなく、第三者に開示した開示者の情報	新	同上	
旧 （７）秘密にしないことにつき開示者の事前の書面による同意がある情報	新	同上	

旧	3 甲及び乙は、善良な管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとし、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、秘密情報を本件業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示しない。	新	甲は、善良な管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとし、事前の書面による乙の承諾を得ることなく、秘密情報を本件業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示しない。	サービスの性質上、通常顧客が秘密情報の開示を受けることはないため、被告のみが秘密保持義務を負うよう変更
旧	4 甲及び乙は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある最小限の自己の役員、従業員、関係会社におけるこれらと同様の者、弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者のみに開示するものとし、当該秘密情報を知る必要のある最小限の自己の役員、従業員、関係会社におけるこれらと同様の者に対して本契約と同等の義務を負わせるものとする。	新	甲は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある最小限の自己の役員、従業員、関係会社におけるこれらと同様の者、弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者のみに開示するものとし、当該秘密情報を知る必要のある最小限の自己の役員、従業員、関係会社におけるこれらと同様の者に対して本契約と同等の義務を負わせるものとする。	同上
旧	5 甲及び乙は、国、地方公共団体、裁判所その他これらに準ずる機関から、法令上の根拠に基づき相手方の秘密情報の開示を求められたときは、直ちに相手方と協議を行い、法令上強制される必要最小限の範囲、方法により当該機関に対し開示を行うものとする。	新	甲は、国、地方公共団体、裁判所その他これらに準ずる機関から、法令上の根拠に基づき乙の秘密情報の開示を求められたときは、直ちに乙と協議を行い、法令上強制される必要最小限の範囲、方法により当該機関に対し開示を行うものとする。	同上
旧	6 甲及び乙は、本目的のために合理的に必要な最小限度の範囲で行う場合を除き、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、秘密情報を複製しない。また、甲及び乙は、秘密情報を複製した場合、当該複製につき、開示者の秘密情報である旨の表示を付し、原本と同等の保管・管理をするものとする。	新	甲は、本目的のために合理的に必要な最小限度の範囲で行う場合を除き、事前の書面による乙の承諾を得ることなく、秘密情報を複製しない。また、甲は、秘密情報を複製した場合、当該複製につき、乙の秘密情報である旨の表示を付し、原本と同等の保管・管理をするものとする。	同上
旧	7 甲及び乙は、本契約が終了した時又は相手方が求めた場合はいつでも、秘密情報及びその複製を直ちに相手方に返還又は相手方の許諾を得て廃棄し、また、相手方の求めに応じ、これらすべてを返還又は破棄した旨の確約書を相手方に交付するものとする。	新	甲は、本契約が終了した時又は乙が求めた場合はいつでも、秘密情報及びその複製を直ちに乙に返還又は乙の許諾を得て廃棄し、また、乙の求めに応じ、これらすべてを返還又は破棄した旨の確約書を乙に交付するものとする。	同上

旧	8 甲及び乙は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等に事故が発生した場合、直ちにその旨を相手方に連絡し、相手方の指示に従い適切な対応をするものとする。	新	甲は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等に事故が発生した場合、直ちにその旨を乙に連絡し、乙の指示に従い適切な対応をするものとする。	同上
旧	9 本条は、第6項及び第7項を除き、本契約終了後も2年間効力を有する。	新	変更なし（第3項から第7項を甲のみが秘密保持義務を負う内容としているので、消費者に不利益は生じない）	同上
契約条項12 第17条（個人情報の保護）				同上
旧	1 「個人情報」とは、本件業務を遂行するために、甲又は乙に預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できる情報、又は個人識別符号が含まれる情報、並びにこれに付随して取り扱われるその他の情報をいい、前条に定める秘密情報に限られない。	新	「個人情報」とは、本件業務を遂行するために、乙が甲に預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できる情報、又は個人識別符号が含まれる情報、並びにこれに付随して取り扱われるその他の情報をいい、前条に定める秘密情報に限られない。	同上
旧	2 甲及び乙は、本件業務の遂行に際して個人情報を取扱う場合には、それぞれ、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び本契約の定めを遵守して、本件業務の目的の範囲の他、以下の各号に定める目的の範囲内において個人情報を取り扱うものとし、本項に定める目的以外に、これを取り扱ってはならない。	新	甲は、本件業務の遂行に際して個人情報を取扱う場合には、それぞれ、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び本契約の定めを遵守して、本件業務の目的の範囲の他、以下の各号に定める目的の範囲内において個人情報を取り扱うものとし、本項に定める目的以外に、これを取り扱ってはならない。	同上
旧	（1）本件業務のご提供および、本件業務のほか当社が提供するサービスのご案内のため	新	変更なし（第17条第1項、第2項で甲のみが個人情報保護義務を負うので、本号の変更を行わなくとも消費者に不利益は生じない）	
旧	（2）本件業務に関する料金をご請求するため	新	同上	
旧	（3）本件業務のほか当社が提供するサービスおよび広告配信をカスタマイズするため	新	同上	
旧	（4）ご本人へのご連絡のため	新	同上	

旧	(5) 本件業務のほか当社が提供するサービスについてのキャンペーン等のプレゼントの発送のため	新 同上	
旧	(6) 本件業務のほか当社が提供するサービスの改善や新サービスの開発等に役立てるため	新 同上	
旧	(7) 当社が提携している事業者をご紹介するため	新 同上	
旧	(8) 利用規約に違反する態様でのご利用を防止するため	新 同上	
旧	(9) 個人を識別できない形式に加工した統計データを作成するため	新 同上	
旧	3 甲及び乙は、個人情報の取扱いに関わる責任者を選任し、かつ、本件業務 に関して個人情報を取り扱う者を特定しなければならない。	新 甲は、個人情報の取扱いに関わる責任者を選任し、かつ、本件業務 に関して個人情報を取り扱う者を特定しなければならない。	サービスの性質上、通常顧客が個人情報を取得することはないため、被告のみが個人情報保護に関する義務を負うよう変更
旧	4 甲乙間における個人情報の記録媒体及びデータの引渡しについては、その 場所及び担当者を特定するものとし、記録媒体及びデータの移送は、甲乙が定める基準に合致した安全で確実な方法をとるとともに、露出せぬよう確実に施錠を行う。	新 変更なし（第17条第1項、第2項で甲のみが個人情報保護義務を負うので、本号の変更を行わなくとも消費者に不利益は生じない）	
旧	5 甲及び乙は、個人情報の記録媒体及びデータを施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で管理する。乙は、施錠可能な場所に保管する場合には 鍵の管理者を特定し、情報システム内で管理する場合には、特定された利用 者のみが個人情報にアクセスできるように、識別情報（ID、パスワード等）を設定する。	新 甲は、個人情報の記録媒体及びデータを施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で管理する。甲は、施錠可能な場所に保管する場合には鍵の管理者を特定し、情報システム内で管理する場合には、特定された利用者のみが個人情報にアクセスできるように、識別情報（ID、パスワード等）を設定する。	サービスの性質上、通常顧客が個人情報を取得することはないため、被告のみが個人情報保護に関する義務を負うよう変更
旧	6 甲及び乙は、相手方の指示がある場合には、相手方から預託された個人情報並びにその記録媒体及びデータを、返却、破棄又は記録媒体から消去する。	新 甲は、乙の指示がある場合には、乙から預託された個人情報並びにその記録媒体及びデータを、返却、破棄又は記録媒体から消去する。	同上

旧	7 甲及び乙は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等の危険に対し、合理的な安全対策を講じる。	新	甲は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等の危険に対し、合理的な安全対策を講じる。	同上
旧	8 甲及び乙は、相手方の個人情報の目的外利用・漏洩・流出等が発生しないよう適切な措置をとる。	新	甲は、乙の個人情報の目的外利用・漏洩・流出等が発生しないよう適切な措置をとる。	同上
旧	9 甲及び乙は、相手方より受領した個人情報を、本件業務の目的を超えて、加工、利用、複写又は複製してはならず、これを取り扱ってはいけない。	新	甲は、乙より受領した個人情報を、本件業務の目的を超えて、加工、利用、複写又は複製してはならず、これを取り扱ってはいけない。	同上
旧	10 甲及び乙は、以下の各号のいずれかの場合を除くほか、第三者に対して 個人情報を提供してはならない。	新	甲は、以下の各号のいずれかの場合を除くほか、第三者に対して乙の個人情報を提供してはならない。	同上
旧	(1) 当該個人が明示的に同意している場合であって、相手方の電子メール又は書面等の記録が残る方法による事前の同意がある場合	新	当該個人が明示的に同意している場合であって、乙の電子メール又は書面等の記録が残る方法による事前の同意がある場合	同上
旧	(2) 当該個人の同意を得ることが困難な場合であって、人の生命、身体又は財産の保護若しくは公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、相手方の電子メール又は書面等の記録が残る方法による事前の同意がある場合	新	当該個人の同意を得ることが困難な場合であって、人の生命、身体又は財産の保護若しくは公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、乙の電子メール又は書面等の記録が残る方法による事前の同意がある場合	同上
旧	(3) 各種法令の規定により提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合	新	変更なし（第17条第1項、第2項で甲のみが個人情報保護義務を負うので、本号の変更を行わなくとも消費者に不利益は生じない）	
旧	11 本条の規定の効力は、終了事由の如何に関わらず、本契約終了後も有効に存続する。	新	同上	
旧	契約条項13 第18条（個人情報漏洩に関わる対応） 1 甲及び乙において、万一、個人情報の漏洩の事故が発生した場合は、直ちに、相手方に対して、漏洩の発生の日時・内容その他詳細事項について報告しなければならない。	新	甲において、万一、個人情報の漏洩の事故が発生した場合は、直ちに、乙に対して、漏洩の発生の日時・内容その他詳細事項について報告しなければならない。	サービスの性質上、通常顧客が個人情報を取得することはないため、被告のみが個人情報保護に関する義務を負うよう変更

旧	2 前項の場合、漏洩した者は直ちに漏洩の原因の調査に着手するものとし、相手方に対し、速やかに調査の結果を報告するものとする。前項の報告並びに本項の調査及び報告は、漏洩した者の費用負担にて行う。	新	前項の場合、 甲 は直ちに漏洩の原因の調査に着手するものとし、 乙 に対し、速やかに調査の結果を報告するものとする。前項の報告並びに本項の調査及び報告は、 甲 の費用負担にて行う。	同上
旧	3 前項の調査の有無に関わらず、甲乙の協議により、漏洩した者の費用負担にて、漏洩の原因究明を調査する会社等を選定し調査を依頼することができる。	新	前項の調査の有無に関わらず、甲乙の協議により、 甲 の費用負担にて、漏洩の原因究明を調査する会社等を選定し調査を依頼することができる。	同上
旧	4 第1項の場合、漏洩した者は、再発防止措置を策定の上、相手方に対し遅滞なくその内容を電子メール又は書面等の記録が残る方法によって通知するものとする。	新	第1項の場合、 甲 は、再発防止措置を策定の上、 乙 に対し遅滞なくその内容を電子メール又は書面等の記録が残る方法によって通知するものとする。	同上
旧	契約条項 1 4 第25条（合意管轄） 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	新	本規約に関する一切の紛争については、 被告の住所地又は本店所在地を管轄する地方裁判所 を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	民事訴訟法第4条第1項の規定通りに変更

令和8年（ワ）第1603号 差止請求事件
原告 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
被告 ecxia株式会社

令和8年8月10日

証拠説明書(1)

札幌地方裁判所 民事第1部御中

被告 訴訟代理人
弁護士 高柳孔明
武田うらら

乙号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
1	ecxia white利用規約書 写し	R8.8.7	被告代理人	契約条項1乃至14に対する原告の指摘を踏まえた規約の改定案	修正履歴は被告代理人において付したものである。

ecxia white 利用規約書

甲は、甲が運営する「ecxia white」という名称のサービス（以下、「本サービス」という）の利用資格を取得する者（以下、「乙」という）に対し、以下の ecxia white 利用規約（以下「本規約」という）に基づき、本サービスを提供する。

第1条(目的)

本サービスは、甲が乙に対して、乙の人的魅力を内面、外面ともに磨くことに寄与するサービスを提供することを目的とする。

第2条(本サービスの内容)

1 本サービスの内容は、次に掲げる各種美容サービス等を乙に提供することである。

ホワイトニングサービス

乙に対し、甲が用意した溶剤を塗布する方法による、セルフホワイトニングの補助を行う。

2 前項の本サービスの提供は、甲指定のスケジュールに沿って行う。

3 乙は、甲から第1項で定めた美容サービスを、第19条で定める有効期間中は、回数の制限なく提供を受けることができる。ただし、甲は乙に対して、本契約締結に先立ち、甲の予約状況によって、乙の指定した日時に本サービスの提供を受けることができない場合があること予め説明し、乙は甲の説明内容を理解し承諾して本契約を締結した。乙は、甲の予約状況によって乙の指定した日時に本サービスの提供を受けることができなかったとしても甲に対して異議を述べない。

4 甲は、乙の本サービスの利用状況管理を行う。

5 甲は、本規約を変更する可能性があり、本規約を変更する場合、乙に対して、事前の通知により変更後の本規約の効力発生時期を定め、変更後のサービスの内容等を周知するものとし、以下のいずれかに該当する場合は、変更後の本規約の効力発生時期の到来をもって本規約の内容、本サービスの内容、使用範囲、利用条件等を変更することができるものとする。

（1）変更後の各サービス内容、各コースプラン等の内容が乙の一般の利益に適合する場合

（2）変更の内容が本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的なものである場合甲は、各サービス内容、各コースプラン等を、甲の判断により変更、廃止することができる。

6 乙は本サービスの提供を契約した店舗及び甲が運営している別店舗のみで所定の手続きを行うことによって利用することができる。

第3条(メンバー資格)

1 本サービスは、本サービス利用資格を取得した者（以下、「登録メンバー」という）のみ提供を受けることができる。

2 本サービスを利用することを希望する者（以下、「希望者」という）は、本利用規約を確認し署名の上で、甲所定の手続に従い利用登録を行い、甲に対し、本サービスの月額利用料の支払いを行う。

3 前項の場合、甲が希望者の本サービスの利用を承認することによって、希望者の利用登録が完了する。

4 甲は、乙がサービス利用料金を2ヶ月滞納かつ連絡がない場合、登録メンバー資格を停止することができる。

5 登録メンバーは、本規約に掲げる禁止事項を行わないことを誓約する。

第4条(月額利用料の支払い)

1 登録メンバーは、本サービスの利用料として、第2条で定めたプランの月額利用料金を、甲が指定す

る方法により支払うものとする。

2 前項の月額利用料支払日は本契約書を結んだ日を起点にして毎月支払うものとする。

3 前項の月額利用料支払は第6条にある解約の告知を行った翌支払日まで継続されるものとする。

第5条(本サービスの変更、廃止)

1 甲は乙に対して、第2条第5項の方法で事前の通知をもって、本サービスの内容を変更することが
できるものとし、乙はこれを承諾する。なお、乙は、変更後の本規約の内容に同意できない場合、変更後
の本規約の効力発生日の前日までに本サービスを解約するものとし、乙が変更後の本規約の効力発生日
の前日までに本サービスを解約せず、かつ、変更後の本規約の効力発生後に本サービスを利用した場合、
乙は変更後の本規約に同意したものとみなす。本規約の変更後、本サービスの利用を開始した場合には、
当該ユーザーは変更後の規約に同意したものとみなす。

2 前項の事前の通知は、公式ラインによる連絡手段への掲載をもって行い、乙個人への通知を別途行わないものとする。乙はこれを承諾する。

3 乙は、本サービスの内容に関して、変更又は廃止、若しくは使用範囲又は利用条件の変更をする場合
があることを承諾する。甲は、当該使用範囲又は 利用条件の変更等を行う場合、当該変更等の効力が生
じる日の2週間前までに前項の手段により通知するものとする。

第6条(解約)

1 乙は、本サービスを解約する場合は、第4条で定めた月額利用料の翌支払日の30日前までに甲に告知しなければならない。この場合、乙は、支払いが完了した月までは本サービスを受けることができる。甲及び乙は、乙が本サービスを継続することについての拘束はなく、乙の自由な選択に委ねられていることを相互に確認する。

2 乙は、前項の告知を甲に怠った場合、乙の解約は無効とする。

3 甲及び乙は、本サービスが、①月額制であること、②第1項により解約を自由にでき処置を継続するか否かについて乙が自由に選択することが可能であること、③本契約は1か月単位の契約を複数回繰り返しているものであることから、特定商取引法第41条第2項に規定される、特定継続的役務提供に該当しないことを相互に確認する。

4 甲及び乙は、本サービスが、特定商取引法に規定されるクーリングオフが適用されるサービスでないことを確認する。

5 本サービスの最低利用期間は、本サービス利用開始から4カ月間とする。最低利用期間中に本サービ
スを解約する場合、乙は、解約手数料として9350円を支払うものとする。乙が月額利用料の全部または
一部の支払い回数が6回以下だった場合は、甲に違約金として2万円を支払うこととする。支払期限は本
項の要件を満たした日から15日以内とする。

第7条(プラン変更)

1 乙は、甲から提供を受けるサービスの変更その他のプランの変更を希望する場合には、利用料支払日の2週間前までに甲に告知しなければならない。

2 乙は、前項の告知を甲へ怠った場合、乙のプラン変更は無効とする。

3 プランの変更は、6か月以上サービスを継続した場合のみとする。

第8条(キャンセルについて)

1 予約したサービス開始時刻の24時間前まで予約取り消しが可能とする。

2 予約したサービス開始時刻の24時間前以降に予約の取り消し、変更をする場合には2,000円(税別)を支払うこととする。

第9条(美容サービス提供の注意)

1 甲は、乙へ第2条第1項(2)で定めた美容サービスを提供する場合、事前に乙の体質(処置中の皮

膚疾患、アレルギー、敏感肌、薬の服用の有無等）及び体調を聴取し確認する。乙は、乙の体調・体質により、甲の美容サービスの提供を受けられない場合があることを承諾する。

2 乙は、美容サービス提供中に体調を崩したり、サービス箇所に異常が生じたりした場合には、直ちにその旨を甲に伝える。この場合、甲は、乙への美容サービス提供を直ちに中止する。

~~3 前項の原因が甲のサービスに起因する疑いがある場合、一旦甲の負担で、乙に医師の診断を受けて頂く等の適切な処置をとることとし、甲乙協議の上解決する。~~

第10条（知的財産権等）

1 本サービスに関する著作権、意匠権、商標権、特許権その他の知的財産権及びその隣接権（以下「知的財産権等」という）は、甲に帰属する。

2 甲の乙に対する本サービスの提供は、乙に対し、前項の知的財産権の譲渡または使用等を承諾するものではない。

3 乙は、本サービスにおいて甲から提供される一切の資料（知的財産権等を含むものに限られない。また有償無償を問わず、貸与資料を含み、媒体の如何を問わない（電子データも含む））を甲の事前の了承を得ることなく、複製、転載し、若しくは第三者へ提供し、その他、講座の受講に際して使用する目的以外では一切使用してはならない。

第11条（解除）

1 甲は、乙が次の各号のいずれか一つに該当したときは、本規約の目的を達成することができない状態にあるか否かを問わず、何らの通知、催告を要せず、直ちに本規約を解除することができる。

（1）本規約に違反し、甲が乙に対し、違反事項是正の催告をしたにもかかわらず、7日以内に当該違反が是正されない場合

（2）本規約締結に際して甲に申告した情報に虚偽があった場合

（3）本サービスの運営の妨げとなる行為をとり、甲が乙に対して是正の催告をしたにもかかわらず、7日以内に当該違反が是正されない場合

（4）甲の施設及び敷地や建物、什器、備品を故意又は過失により毀損したとき

（5）本サービスの利用にあたり、他の登録メンバーまたは甲のスタッフに対して迷惑行為、カスタマーハラスメント、ストーカー行為に及ぶ等のトラブルを起こすことトラブルを起こし、本サービスの秩序又は風紀を乱したと甲が判断した場合

（6）他の登録メンバーまたは甲に損害を生じさせた場合

（7）本サービスの利用に際して甲の指示に従わず、または利用条件を遵守せず、甲が乙に対して是正の催告をしたにもかかわらず、7日以内に当該違反が是正されない場合

（8）本サービスの利用に対し、他の登録メンバーから苦情があり、甲が乙に対し、苦情に対する改善を促したにもかかわらず、7日以内に改善されない場合

（9）刑事訴追を受ける等著しく社会的信用を失墜した場合

（10）甲を誹謗中傷し、または社会的信用を傷つける行為をしたあるいはしようとした場合

（11）月額利用料の全部または一部について2か月連続して支払いを怠った場合

（12）甲が、乙について、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当すると判断したとき

（13）月額利用料の全部または一部について2か月連続して支払いを怠った場合

（14）2か月間継続して甲からの連絡に返答しない場合

~~（15）その他、合理的な理由により利用者として不適当であると甲が判断する場合~~

2 前項の場合、乙は解除によって甲が被った損害の一切を賠償する。

第12条（損害賠償）

1 乙は、本規約の定めに違反し、甲に対し、損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、故意若しくは過失により甲に損害を与えた場合は、甲に対し、その損害(弁護士費用及び訴訟費用含む。)を賠償しなければならない。

乙は、本規約の定めに違反し、又は故意若しくは過失により甲に損害を与えた場合は、甲に対し、その損害(弁護士費用及び訴訟費用含む。)を賠償しなければならない。

第13条(禁止事項)

登録メンバーは次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 利用時間以外での甲が所有又は利用している設備の使用
- ~~2 甲の許可のない登録メンバー同士の連絡先交換及び事外での交流~~
- ~~2-3 甲の許可のない登録メンバー同士の営業行為及び他の環境への引抜き行為~~

第14条(免責)

- 1 乙は、本サービスにより一定の成果を甲が保証するものではないことを確認する。
- 2 本サービスの利用にあたり、登録メンバー間で紛争が生じた場合には、登録メンバーの費用と責任において解決するものとし、甲は何らの責任も負わない。
- 3 ~~前2項その他本利用規約内の甲を免責する内容の規定にかかわらず、~~甲の何らかの債務不履行または甲の債務の履行に際してされた甲の不法行為によって乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対して損害賠償義務を負ういます。
- ~~4 前項に定める損害賠償は、1か月分の月額利用料を上限とします。ただし、前項に定める債務不履行または不法行為が甲の故意または重過失に基づく場合は、この限りではありません。~~

第15条(不可抗力)

- 1 地震、台風、通信回線等の事故、その他不可抗力による本規約の全部又は一部(~~金銭債務を除く~~)の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための最善の努力をする。
- 2 前項の他、いずれの当事者の責めに帰することができない事由による本規約の全部又は一部(~~金銭債務を除く~~)の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための最善の努力をする。
- 3 甲の責めに帰することができない事由により本サービスの提供が停止した場合、甲は、その旨を登録メンバーに対して通知する。
- 4 第1項ないし第3項の事由が生じ、本規約の目的を達成することが困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、甲乙別途協議の上、本規約の全部又は一部を解除することができる。

第16条(秘密保持)

- 1 本契約において秘密情報とは、本件業務の遂行に関して、甲及び乙が相手方から開示を受けた、相手方の業務上及び営業上の情報をいう。
- 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当することを被開示者が証明できる情報は、本契約における秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示時にすでに公知の情報又は開示時にすでに乙が保有していた情報。
 - (2) 開示後、被開示者の責めに帰すべき事由によらず、公知となった情報
 - (3) 開示の時、既に非開示者が保有していた情報
 - (4) 正当な権原を有する第三者から適法に入手した情報
 - (5) 非開示者が開示を受けた秘密情報によらず独自に開示した情報
 - (6) 開示者が秘密保持義務を課すことなく、第三者に開示した開示者の情報
 - (7) 秘密にしないことにつき開示者の事前の書面による同意がある情報

3 甲及び乙は、善良な管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとし、事前の書面による乙相手方の承諾を得ることなく、秘密情報を本件業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示しない。

4 甲及び乙は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある最小限の自己の役員、従業員、関係会社におけるこれらと同様の者、弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者のみに開示するものとし、当該秘密情報を知る必要のある最小限の自己の役員、従業員、関係会社におけるこれらと同様の者に対して本契約と同等の義務を負わせるものとする。

5 甲及び乙は、国、地方公共団体、裁判所その他これらに準ずる機関から、法令上の根拠に基づき乙相手方の秘密情報の開示を求められたときは、直ちに乙相手方と協議を行い、法令上強制される必要最小限の範囲、方法により当該機関に対し開示を行うものとする。

6 甲及び乙は、本目的のために合理的に必要な最小限度の範囲で行う場合を除き、事前の書面による乙相手方の承諾を得ることなく、秘密情報を複製しない。また、甲及び乙は、秘密情報を複製した場合、当該複製につき、開示者乙の秘密情報である旨の表示を付し、原本と同等の保管・管理をするものとする。

7 甲及び乙は、本契約が終了した時又は乙相手方が求めた場合はいつでも、秘密情報及びその複製を直ちに乙相手方に返還又は乙相手方の許諾を得て廃棄し、また、乙相手方の求めに応じ、これらすべてを返還又は破棄した旨の確約書を乙相手方に交付するものとする。

8 甲及び乙は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等に事故が発生した場合、直ちにその旨を乙相手方に連絡し、乙相手方の指示に従い適切な対応をするものとする。

9 本条は、第6項及び第7項を除き、本契約終了後も2年間効力を有する。

第17条（個人情報の保護）

1 「個人情報」とは、本件業務を遂行するために、乙が甲甲又は乙に預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できる情報、又は個人識別符号が含まれる情報、並びにこれに付随して取り扱われるその他の情報をいい、前条に定める秘密情報に限られない。

2 甲及び乙は、本件業務の遂行に際して個人情報を取扱う場合には、それぞれ、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び本契約の定めを遵守して、本件業務の目的の範囲の他、以下の各号に定める目的の範囲内において個人情報を取り扱うものとし、本項に定める目的以外に、これを取り扱ってはならない。

（1）本件業務のご提供および、本件業務のほか当社が提供するサービスのご案内のため

（2）本件業務に関する料金をご請求するため

（3）本件業務のほか当社が提供するサービスおよび広告配信をカスタマイズするため

（4）ご本人へのご連絡のため

（5）本件業務のほか当社が提供するサービスについてのキャンペーン等のプレゼントの発送のため

（6）本件業務のほか当社が提供するサービスの改善や新サービスの開発等に役立てるため

（7）当社が提携している事業者をご紹介するため

（8）利用規約に違反する態様でのご利用を防止するため

（9）個人を識別できない形式に加工した統計データを作成するため

（10）甲がフランチャイズ加盟している「ecxia white」のサービスを運営している ecxia 株式会社が運営する顧客管理システムにて顧客管理をおこなうため。

3 甲及び乙は、個人情報の取扱いに関わる責任者を選任し、かつ、本件業務に関して個人情報を取り扱う者を特定しなければならない。本項には ecxia 株式会社の従業員も含むものとする。

4 甲乙間における個人情報の記録媒体及びデータの引渡しについては、その場所及び担当者を特定するものとし、記録媒体及びデータの移送は、甲乙が定める基準に合致した安全で確実な方法をとるとともに、露出せぬよう確実に施錠を行う。

5 甲及び乙は、個人情報の記録媒体及びデータを施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で管理する。甲乙は、施錠可能な場所に保管する場合には鍵の管理者を特定し、情報システム内で管理する場合には、特定された利用者のみが個人情報にアクセスできるように、識別情報（ID、パスワード等）を設定

する。

6 甲及び乙は、乙相手方の指示がある場合には、乙相手方から預託された個人情報並びにその記録媒体及びデータを、返却、破棄又は記録媒体から消去する。

7 甲及び乙は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等の危険に対し、合理的な安全対策を講じる。

8 甲及び乙は、乙相手方の個人情報の目的外利用・漏洩・流出等が発生しないよう適切な措置をとる。

9 甲及び乙は、乙相手方より受領した個人情報を、本件業務の目的を超えて、加工、利用、複写又は複製してはならず、これを取り扱ってはいけない。

10 甲及び乙は、以下の各号のいずれかの場合を除くほか、第三者に対して乙の個人情報を提供してはならない。

(1) 当該個人が明示的に同意している場合であって、乙相手方の電子メール又は書面等の記録が残る方法による事前の同意がある場合

(2) 当該個人の同意を得ることが困難な場合であって、人の生命、身体又は財産の保護若しくは公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、乙相手方の電子メール又は書面等の記録が残る方法による事前の同意がある場合

(3) 各種法令の規定により提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合

(4) 甲がフランチャイズ加盟している「ecxia white」のサービスを運営している ecxia 株式会社が当該個人の情報を本規約の目的により使用、管理する場合。

11 本条の規定の効力は、終了事由の如何に関わらず、本契約終了後も有効に存続する。

第18条（個人情報漏洩に関わる対応）

1 甲及び乙において、万一、個人情報の漏洩の事故が発生した場合は、直ちに、乙相手方に対して、漏洩の発生の日時・内容その他詳細事項について報告しなければならない。

2 前項の場合、甲漏洩した者は直ちに漏洩の原因の調査に着手するものとし、乙相手方に対し、速やかに調査の結果を報告するものとする。前項の報告並びに本項の調査及び報告は、甲漏洩した者の費用負担にて行う。

3 前項の調査の有無に関わらず、甲乙の協議により、甲漏洩した者の費用負担にて、漏洩の原因究明を調査する会社等を選定し調査を依頼することができる。

4 第1項の場合、甲漏洩した者は、再発防止措置を策定の上、乙相手方に対し遅滞なくその内容を電子メール又は書面等の記録が残る方法によって通知するものとする。

第19条（規約期間）

1 本規約の有効期限は、契約日から1ヶ月間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了日から1ヶ月前までにいずれの当事者から何らの意思表示もない場合は、有効期限以降、同じ条件でさらに1ヶ月間毎に更新されるものとし、その後も同様とする。

3 前項に基づき規約が更新される場合、登録メンバー資格も1ヶ月間毎に延長されるものとする。

第20条（存続条項）

本サービスが期間満了、解除その他の事由により終了した場合であっても、本規約の各規定は、なおその効力を有するものとする。

第21条（反社会的勢力の排除）

1 甲及び乙は、自己が以下の各号の一に該当しないことを確認し、将来にわたって該当しないことを表明し保証する。なお、相手方が本条に違反していると疑義を生じた場合には、相手方に対して調査及び報告を求めることができるものとする。

(1) 反社会的勢力であること

- (2) 反社会的勢力に協力又は関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 役員、実質的に経営を支配する者、親会社・子会社が上記各号にあたること

2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して以下の各号のいずれかにでも該当する行為をしてはならないものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、自己が本条に違反していると判明した場合はただちに相手方に通知し、是正措置を講ずる義務を負うものとする。

4 甲及び乙は、自己が本条に違反していると判明した場合、違反者は本規約の期限の利益を喪失し、本規約上の債務をただちに相手方に対して一括弁済する義務を負うものとする。

5 甲及び乙は、相手方が本条に違反したときは、本規約を解除することができるものとし、解除により相手方に発生した損害を賠償する責任を一切負わず、自己に発生した損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

第22条(権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本規約の地位を他に譲渡し、若しくは継承し、又は本規約に基づく権利義務を他に譲渡し、継承し、若しくは担保に供してはならない。

第23条(協議)

甲及び乙は、本規約の規定に関する解釈上の疑義、又は規定に定めのない事項については、法令及び慣習による他、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決する。

第24条(準拠法)

本規約に基づく権利義務及びその解釈は、日本法に準拠する。

第25条(合意管轄)

本規約に関する一切の紛争については、被告の住所地又は甲の本店所在地を管轄するにある地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第26条(完全合意)

本規約は、書面、口頭、電子的その他方法を問わず甲と乙との間で本規約締結以前になされた本規約に規定する事項についての一切の合意、意思表示、表明及び通知に優先する。

第27条(本約款の有効性)

1. 本利用規約の各条項の全部または一部が特定商取引法または消費者契約法その他の法令に基づいて無効と判断された場合であっても、当該条項の無効と判断された部分以外の部分及び本利用規約のその他の規定は、有効とします。
2. 本利用規約の各条項の全部または一部が、あるお客様との関係で無効とされ、または取り消された場合であっても、その他のお客様との関係においては、本利用規約は該当部分を含めて全体が有効とします。